

第2次新宮町男女共同参画基本計画

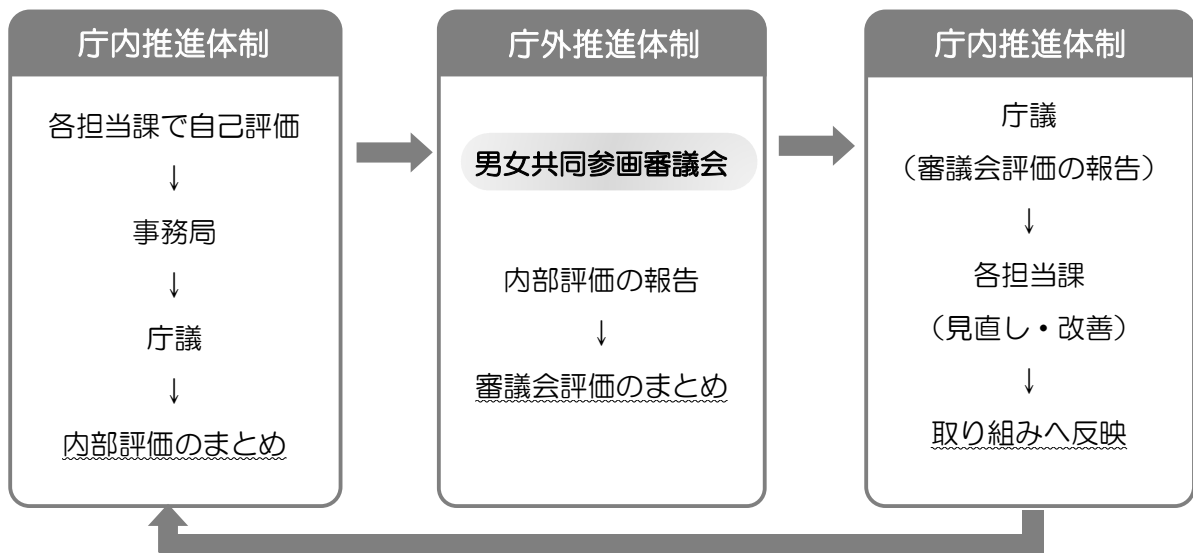
令和5年度 実施状況評価

内部評価

1. 進行管理の方法

本町では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第2次新宮町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けての施策を推進しています。本計画は、町政のあらゆる領域にわたる計画であり、全庁的な取り組みの推進を図るため、進行管理の必要性が求められます。

進行管理については、計画の実行性を確保するため、次に示す流れにより行います。



2. 計画の体系

「男女がともに輝き 支えあうまち 新宮」の実現をめざし、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。

基本目標	基本施策
基本目標 1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画についての意識啓発
	(2) 男女共同参画についての情報収集・提供
	(3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実
基本目標 2 男女がともに参画し、 支えあう環境づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 働く場における男女共同参画の促進
	(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
	(4) 地域における男女共同参画の促進
基本目標 3 男女が安心して健やかに 暮らせる生活への支援	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援
	(3) すべての人が安心して生活できる支援の充実

3. 進捗状況の総括

各施策における令和5年度の取り組み実施状況を、次の4段階で評価しました。
※同じ取り組みであっても、担当課によって具体的な取り組みの内容が異なり、その評価を行うためには、担当課ごとの自己評価が必要です。取り組み数は、担当課ごとに細分化しているため増加しています。

【取り組みごとの評価（達成度）の区分】

- A：90%以上（十分達成している）
- B：70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C：50%以上（達成が不十分であり改善を要する）
- D：50%未満（達成にはほど遠く見直しを要する）

施策の進捗状況評価（一覧）

基本 目標	基本 施策	具体的な取り組み数				
		計	A	B	C	D
1	(1)	12	6	4	0	2
	(2)	7	6	1	0	0
	(3)	9	6	2	0	1
2	(1)	15	8	6	1	0
	(2)	8	5	3	0	0
	(3)	3	1	2	0	0
	(4)	10	3	3	2	2
3	(1)	21	13	8	0	0
	(2)	12	8	3	1	0
	(3)	13	12	0	1	0
計画の 推進	(1)	3	2	1	0	0
	(2)	5	4	1	0	0
	(3)	2	2	0	0	0
	(4)	1	1	0	0	0
全 体		121 (100%)	77 (63.7%)	34 (28.1%)	5 (4.1%)	5 (4.1%)

全体ではA（十分達成している）が63.7%、B（ある程度達成しているが一部課題が残る）が28.1%、C（達成が不十分であり改善を要する）が4.1%、D（達成にはほど遠く見直しを要する）が4.1%です。

前年度と比較するとC・D評価が減少し、A・B評価が増加する結果となりました。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が五類へ移行したことにより、多くの町民が集まるイベントや研修会等を実施することができました。また、様々なイベント等

が実施できるようになったことにより、啓発活動の実績が増加しました。引き続き効果的に啓発活動や情報発信など工夫を凝らしながら実施していく必要があります。

令和5年度にて第2次基本計画は最終年度を迎えました。第3次新宮町男女共同参画基本計画においては、年齢や性別にとらわれず、すべての人が安心して暮らせるよう相談窓口や各種制度等の情報提供を引き続き行い、学習会や研修を充実させ、町民・職員のさらなるスキルアップに取り組んでいきます。

基本目標 1

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

町民や事業者に向けた男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、就学前教育から学校教育、社会教育まで、あらゆる世代に対して男女共同参画及び人権の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画と人権尊重の意識を育みます。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	18	7	0	3
%	64.3	25.0	0	10.7

【取り組み概要】

基本施策（１） 男女共同参画についての意識啓発

- ホームページに第２次新宮町男女共同参画基本計画の令和４年度実施状況評価について掲載した。
- 役場２階、シーオーレ新宮、そぴあしんぐうに、男女共同参画に関する資料（講座やイベントなど）を配架した。
- 「男女共同参画週間」「福岡県男女共同参画の日」に合わせ、懸垂幕（役場）・横断幕（ＪＲ新宮中央駅）を掲出した。
- まつり新宮の開催に合わせて、啓発物品の配布、ポスター掲示を実施した。
- 「新宮町人権教育・啓発基本指針実施計画」の令和４年度の評価等を行った。
- 人権・同和問題指導者学習会、新宮町人権セミナー等の開催や、スポーツ協会、スポーツクラブの指導者・保護者向けに人権学習会を実施。

基本施策（２） 男女共同参画についての情報収集・提供

- 県や他自治体の事業について、役場２階での資料配架やホームページに掲載し、町民への周知を行った。
- ホームページに新宮町男女共同参画推進条例及び新宮町男女共同参画基本計画を掲載した。
- 「男女共同参画週間」にあわせて、町図書館蔵書中から関連本を選書し、特設コーナー作りを行った。
- まつり新宮の開催に合わせて、パネル展示及び啓発用ウェットティッシュ配布などの啓発活動を実施した。

基本施策（３） 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

- 各学校区の幼稚園・保育所・各小学校が幼児の情報を交換する場、交流の機会を設け、子育ての相談や遊び体験ができる環境を整えた。
- 保育参観や懇談会時に保護者に対し、性別にとらわれない保育・幼児教育などの実践について取り組みの説明を行った。
- 新転任教職員向け及び全教職員を対象に人権研修を実施した。
- 男性向け料理教室等を開催し、男性の家事・育児参加への意識高揚を図った。
- 働く女性のリフレッシュを目的に、平日夜に働く女性も参加できるヨルカツ講座を実施した。

【評価（成果や課題）】

- 男女共同参画に関する意識啓発、情報提供・収集の方法や、条例・計画認知度をあげるため、集客のあるイベントの活用やホームページへの掲載など、より効果的な方法を検討していく必要がある。
- 関係機関からの周知依頼については、男女共同参画の推進を図るため、包括連携事業などを活用して、より多くの情報を提供する。
- 子どもを指導する際に人権の観点を持って接することが出来るような指導者の育成を図る。
- 自立の意識を育む教育、一人ひとりの個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育てる教育を引き継ぎ推進していく。
- 幼稚園・小学校・中学校の教職員が共通認識を持ち、人権問題の教育を推進するための実践力の向上を図ることができた。
- 親子参加できる講座では、家族連れでの参加も多く、普段講座への参加が少ない男性にもアプローチすることができた。定員に満たない講座もあるため、周知の方法を検討する必要がある。
- 子ども向けの講座は、学校でのチラシ配布による周知が効果的だった。参加してほしい世代にあった周知方法を検討し、SNS も活用した情報発信を行っていきたい。

基本目標 2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、防災などの新たな分野も含めて、地域における男女共同参画を推進します。また、働く場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭や地域生活の両立を可能にするための支援の充実を図ります。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	17	14	3	2
%	47.2	38.9	8.3	5.6

【取り組み概要】

基本施策（１） 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 内閣府の調査に基づき、令和５年４月１日現在の各分野における女性の登用について把握した。審議会等における女性の登用率 29.4%（令和４年４月１日現在は 28.9%）
- 改選が近い審議会・委員会等は、女性委員の登用を意識し、就任していただいた。
- 女性活躍推進関連の情報や管理職登用、人材育成に資する資料やパンフレットを役場 1 階等に配架した。

基本施策（２） 働く場における男女共同参画の促進

- 商工会など関係団体と連携し、町内事業所への資料の配布や支援制度など情報の提供を行った。
- 子育て女性のための就職支援セミナーを町広報等で周知し、実施した。
- 就職支援講座を実施し多くの女性が受講した。また、ハローワークから得られる情報を町ホームページ、庁舎内ロビーにて発信した。

基本施策（３） 仕事と家庭・地域生活の両立支援

- 夫婦で妊娠・出産・子育てについて、共に学ぶ、情報を得る機会となるよう「ハローベビークラス」を設け、夫婦で参加できる教室内容とした。
- 病児保育事業について、県の広域化により、新たに福津市・宗像市の施設が対象となり、これまでの古賀市 2 施設から 6 施設となった。
- 介護予防教室についてコロナによる規制を緩和し、参加人数を増加した。

○中学生2年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施した。

基本施策（４） 地域における男女共同参画の促進

○男女共同参画に関するセミナーのパンフレット等を町議会議員に配布、または議員控室に配架した。

○民生委員・児童委員の定例会にて男女共同参画の要素を含んだ研修や情報交換を行った。「だれひとり取り残さない地域づくり」を目標に男女が平等に活躍できる地域づくりを目指して、民生委員の資質向上に努めた。地域での活動の発表の場を設け、具体的な地域活動についての情報交換を行った。

○新宮町人権セミナーを計３回実施し、子どもの人権、障がい者の人権、外国人の人権をテーマに実施した。

○防災専門官の防災講話等で、男女共同参画の視点を含めた災害時の避難方法や避難所運営などを周知した。

【評価（成果や課題）】

○引き続き、様々な分野で政策・施策形成の場への女性の参画を進めていくよう審議会、委員会等の男女のバランスがとれた委員の登用を推進する必要があるため、女性が活動しやすい環境づくりを行っていく。

○会議や研修等で男女共同参画の視点に立った啓発を進め、人権課題についての情報提供を行う

○人権研修をとおして人権課題について気づく、考えてもらうような内容を検討する。

○こが・しんぐう翼の会など関係機関との連携体制を充実させる必要がある。

○待機児童については、4月1日時点での待機児童は解消したものの年度途中の待機児童はいまだ解消できていない。今後こども家庭センターの設置により、多様化する保護者のニーズに対応すべく、子育て支援事業の充実を図る必要がある。

○3職種（臨床心理士・作業療法士・発達支援専門員）や外部機関との連携を図ることで相談体制を強化する。

○全国各地で大規模な地震により大きな被害が発生している。大災害が発生した際に、男女共同参画の視点に立った避難所の運営を行っていく必要があり、大きな課題のひとつでもある。

基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

あらゆる暴力及び性による差別的行為の根絶に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。また、性に関する正確な知識の普及や男女の生涯を通じた健康支援とともに、ひとり親家庭や高齢者、障がい者などが複合的に困難な状況に置かれることなく、誰もが安心して暮らせるような生活支援や環境整備を行います。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	33	11	2	0
%	71.7	23.9	4.3	0

【取り組み概要】

基本施策（１） 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 個人情報の取扱いに十分注意し、関係機関から情報提供があったDVに関する情報について、必要な支援が実施できるよう関係各課と情報を共有した。
- 情報共有方法を紙媒体から電子回覧にすることでペーパーレス化と同時に、関係者以外への情報漏洩を防いでいる。
- 「かすや地区女性ホットライン」「粕屋地区配偶者暴力相談支援センター」「福岡県女性相談所」などについて広報及びホームページを活用した情報提供やチラシ等の設置により周知を行った。
- 乳幼児健診・相談業務等において把握した情報等により、関係機関と情報共有を図り、早期支援につなげることが出来た。また、民生委員・児童委員より泣き声通告等の情報提供により、対象世帯を訪問することで、未然にDV防止を図ることに努めた。

基本施策（２） 生涯を通じた男女の健康支援

- 学校における生命尊重教育は、教科学習において指導の充実を図った。性教育に関しては、性に対する正しい認識を育てる指導を充実させた。
- パパママ教室を、夫婦で妊娠・出産・子育てについて、共に学ぶ、情報を得る機会となるよう充実させ、「ハローベビークラス」として、夫婦で参加できる教室内容とした。また「ハローベビークラス」のうちマタニティスクール部分を、男性の育児への参画を含めたものに内容変更し、「産前カフェ会」として実施した。
- 妊娠届出時に要支援妊婦を把握し、校区担当保健師を中心として継続的な支援を実施した。また、妊娠中からケアサポート連絡票で医療機関と連携を図り支援を行っ

た。

- 前期高齢者に対して、対象者一人ひとりの（過去3年分の）健診結果と健診結果にあわせたアドバイス、受診の流れなどを記載した B4 版の四つ折り圧着ハガキによる受診勧奨を実施した。
- 過去3年間で集団健診を受診し、電話番号を把握している被保険者に対し、年3回 SMS による受診勧奨を行った。
- 健康増進計画については、令和4年度末に完成したものを全世帯に配布した上で、民生委員やサロンの場などで啓発を行った。
- 乳がん及び子宮頸がん検診に対して個別に勧奨を行った。特に20歳の女性には子宮頸がん検診、40歳の女性には乳がん検診の案内ハガキを2回送付し勧奨に力を入れた。
- 臨床心理士2名を配置し、乳幼児健診やこころ相談、電話相談、訪問など保護者のメンタル面への支援を行った。

基本施策（3） すべての人が安心して生活できる支援の充実

- 「心配ごと・福祉なんでも相談」、「無料法律相談」を実施し、また他の相談窓口についての周知を行った。
- 「かすや地区女性ホットライン」「粕屋地区配偶者暴力相談支援センター」「福岡県女性相談所」など、役場庁舎内窓口においてチラシの設置での周知を行った。
- 児童扶養手当の現況届の様式を事前に受給者全員に郵送した。また、住民課所管のひとり親更新手続きについても児童扶養手当の現況届の手続きと併せてシーオーレ新宮の窓口に一本化した。
- 高齢者の相談窓口としての包括支援センター、生活困窮者等を対象とした「しごと・くらし相談室」等を実施した。
- 性別による差別や偏見を生まないために発達段階に応じた指導を「性の多様性カリキュラム事例集」を活用しながら実施した。

【評価（成果や課題）】

- DV支援情報に関しては、健康管理システム上においても管理に留意している。今後も電話や郵送の際も特に配慮することを継続する。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行うことで、保護者の育児に関する悩みや不安の軽減を図っていく。
- 継続相談者も多く、相談しやすい体制が整っていることで、住民自らSOSが出しやすい体制が取れている。
- ひとり親家庭の経済的自立のため制度の周知は重要である。物価高騰等による生活面への影響もあり、国の動向を把握し適切に対応していく必要がある。
- 受診率が伸び悩んでいるため、受診者や被保険者の分析を行い、より効果的な受診勧奨を検討する必要がある。

- 夜間の女性限定の健診日は予約が満員の状態であり、今後日数を増やしていくかは検討が必要である。
- 性別による差別や偏見を生まないために発達段階に応じた指導を「性の多様性カリキュラム事例集」を活用しながら実施を行い、新たな知識や状況を反映したカリキュラムであるよう、定期的な見直し・更新も併せて行う。

庁内の推進体制の整備はもとより、国や県、近隣自治体、町内の各種団体等との連携を進めます。また、町職員が率先垂範して男女共同参画社会の実現に向けて行動できるよう、職員への啓発や庁内の環境整備を行います。

◆令和5年度における進捗管理の経過

令和5年3月7日	各課に対し第2次男女共同参画基本計画の令和4年度進捗管理シートの作成依頼
令和5年7月5日	各課報告の進捗管理シートを基に内部評価を庁内連絡体制（庁議）にて報告
令和5年8月25日	令和5年度第2回男女共同参画審議会を開催し、内部評価を基に意見の聴取を実施
令和5年10月4日	審議会での議論に基づく「令和4年度実施状況報告に関する意見・評価」を庁議において報告

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	9	2	0	0
%	81.8	18.2	0	9.1

【取り組み概要】

（１） 推進体制の整備

- 職員の意識向上を図るため、あすばるフォーラムの情報提供を行った。
- 課局長及び課長補佐・局長補佐への昇格者の検討を行い、あらたに課長補佐のポストを増やす中で女性管理職を増やした。
- 審議会開催時に町外で開催される研修・イベント等について委員へ情報提供を行った。

（２） 庁内における男女共同参画の推進

- 子が産まれた男性職員を対象に、子の出生に関する休暇（特別休暇、育児休業等）について案内した。
- 育児休業を取得する職員の部署に臨時職員を配置し、取得しやすい環境づくりに努めた。

（３） 連携体制の整備

○県や他の自治体の関連事業について、役場２階に資料を配架した。

（４） 計画の進捗管理

○第２次新宮町男女共同参画基本計画の進捗管理シートを各課に作成してもらい、令和４年度の進捗状況を把握。内部評価を実施し、審議会においても評価をしていただいた。また、審議会の評価を庁議において報告し、取り組みへの反映を呼びかけた。

【評価（成果や課題）】

○関係団体/機関/事業所等への周知を引き続き行っていく必要がある。

○庁内の連絡体制を強化するため庁議だけでなく職員へ周知を徹底して行っていく必要がある。

○男性職員に対し、育児休業の取得について案内を行ってきたが、さらなる啓発活動や周知の方法、環境作りなどについて検討する。子の出生に伴う手続き（保険、扶養手当等）と併せて、休暇の情報提供を行うことで、制度の周知・啓発につながるよう努めた。

○庁内職員向けの研修を実施する際には、職員の能力開発につながるような研修テーマを検討する。また、町外で開催される研修についても、積極的な情報提供により職員の参加を進める。